

山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金  
(上乗せコース)

**【募集要領】**

令和6年4月1日より適用

## 1 目的

生産性の改善や従業員の賃金引上げに取り組む県内中小企業を支援するため、厚生労働省の中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)通常コース(以下「国助成金」という。)の額の確定通知を受けた事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

## 2 補助対象事業者

次の①～⑧のすべてに該当する者となります。

- ① 山梨県内に事業場があること。
- ② 国助成金について、令和4年4月1日以降に山梨労働局に交付申請を行い、令和7年2月28日までに国助成金の交付額確定の通知を受けている事業者であること。
- ③ 県税を滞納している者でないこと。
- ④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ⑤ 山梨県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中の者でないこと。
- ⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続きを行っている者でないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用している者でないこと。
- ⑧ 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条に規定する政治団体に該当する者でないこと。

## 3 補助対象経費及び補助率

### (1) 県上乗せ補助 (次のア～ウを合計した額)

ア 次の a b を比較した小さい方の額

a 国の助成上限額から国の助成額を減じた額

b 助成金対象経費支出済額(国助成金事業実績報告書に添付した国庫補助金精算書の写しD欄に記載の額)から国の助成額を減じた額

イ 賃上げ対象者全員の引き上げ額が120円以上の場合、次の a b を比較した小さい方の額

a 国助成金対象経費支出済額から国助成上限額を減じた額の4/5の額

b 別表2または3の県補助上限額②

ウ 厚生労働省のキャリアアップ助成金について、令和5年4月1日以降に支給決定の通知を受けた場合、またはスリーアップ推進宣言※を行い、スリーアップ推進宣言企業として登録された場合次の a b を比較した小さい方の額

a 国助成金対象経費支出済額から国助成上限額を減じた額の 4/5 の額（上記イに該当する金額がある場合は、その額を除いた額）

b 別表 2 または 3 の県補助上限額③

※交付決定及び額の確定後にキャリアアップ助成金の交付決定を受けた場合は、ウの金額分を追加で申請できます。

※スリーアップ推進宣言企業募集中

労使が共益関係を育む中、働き手のスキルアップ、企業の収益アップ、賃金アップ（スリーアップ）の好循環を目指して、取り組みを進めていただくものです。

詳細は豊かさ共創スリーアップ推進協議会ホームページをご覧ください。

[スリーアップ宣言 山梨](#) [検索](#)

別表 1

対象経費	県補助率			
	国の業務改善助成金の対象経費支出済額（※）	国助成金と本補助金の合計が国の助成上限額以下となる部分		
国の助成金の助成率が 3/4 の場合		国の助成金の助成率が 4/5 の場合	国の助成金の助成率が 9/10 の場合	
1/4		1/5	1/10	4/5

※業務改善助成金の事業実績報告書に添付した国庫補助金精算書の写しD欄記載の額。

別表 2 (事業場規模 30 人未満の事業者を除く)

(単位：円)

最低賃金 引上げ額	引き上げる 労働者 数	国の助成 上限額	県補助上限額①			県補助上限 額②	県補助上限額 ③
			補助率1/4	補助率1/5	助成率 1/10		
			(国の助成 率3/4の場 合)	(国の助成 率4/5の場 合)	(国の助成 率9/10の 場合)		
30円以上	1人	300,000	75,000	60,000	30,000	0	300,000
	2～3人	500,000	125,000	100,000	50,000	0	500,000
	4～6人	700,000	175,000	140,000	70,000	0	700,000
	7人以上	1,000,000	250,000	200,000	100,000	0	1,000,000
	10人以上	1,200,000	300,000	240,000	120,000	0	1,200,000
45円以上	1人	450,000	112,500	90,000	45,000	0	450,000
	2～3人	700,000	175,000	140,000	70,000	0	700,000
	4～6人	1,000,000	250,000	200,000	100,000	0	1,000,000
	7人以上	1,500,000	375,000	300,000	150,000	0	1,500,000
	10人以上	1,800,000	450,000	360,000	180,000	0	1,800,000
60円以上	1人	600,000	150,000	120,000	60,000	0	600,000
	2～3人	900,000	225,000	180,000	90,000	0	900,000
	4～6人	1,500,000	375,000	300,000	150,000	0	1,500,000
	7人以上	2,300,000	575,000	460,000	230,000	0	2,300,000
	10人以上	3,000,000	750,000	600,000	300,000	0	3,000,000
90円以上	1人	900,000	225,000	180,000	90,000	0	900,000
	2～3人	1,500,000	375,000	300,000	150,000	0	1,500,000
	4～6人	2,700,000	675,000	540,000	270,000	0	2,700,000
	7人以上	4,500,000	1,125,000	900,000	450,000	0	4,500,000
	10人以上	6,000,000	1,500,000	1,200,000	600,000	0	6,000,000
120円以上	1人	900,000	225,000	180,000	90,000	300,000	1,200,000
	2～3人	1,500,000	375,000	300,000	150,000	500,000	2,000,000
	4～6人	2,700,000	675,000	540,000	270,000	900,000	3,600,000
	7人以上	4,500,000	1,125,000	900,000	450,000	1,500,000	6,000,000
	10人以上	6,000,000	1,500,000	1,200,000	600,000	2,000,000	8,000,000
150円以上	1人	900,000	225,000	180,000	90,000	600,000	1,500,000
	2～3人	1,500,000	375,000	300,000	150,000	1,000,000	2,500,000
	4～6人	2,700,000	675,000	540,000	270,000	1,800,000	4,500,000
	7人以上	4,500,000	1,125,000	900,000	450,000	3,000,000	7,500,000
	10人以上	6,000,000	1,500,000	1,200,000	600,000	4,000,000	10,000,000

※10人以上の上限額区分については、国助成金交付要綱第4条ただし書き及び第4項に定める特例事業者が対象。

別表 3 (事業場規模 30 人未満の事業者)

(単位: 円)

最低賃金 引上げ額	引き上げる 労働者 数	国の助成上 限額	県補助上限額①			県補助上限 額②	県補助上限額 ③
			補助率1/4	補助率1/5	助成率 1/10		
			(国の助成 率3/4の場 合)	(国の助成 率4/5の場 合)	(国の助成 率9/10の 場合)		
30円以上	1人	600,000	150,000	120,000	60,000	0	600,000
	2～3人	900,000	225,000	180,000	90,000	0	900,000
	4～6人	1,000,000	250,000	200,000	100,000	0	1,000,000
	7人以上	1,200,000	300,000	240,000	120,000	0	1,200,000
	10人以上	1,300,000	325,000	260,000	130,000	0	1,300,000
45円以上	1人	800,000	200,000	160,000	80,000	0	800,000
	2～3人	1,100,000	275,000	220,000	110,000	0	1,100,000
	4～6人	1,400,000	350,000	280,000	140,000	0	1,400,000
	7人以上	1,600,000	400,000	320,000	160,000	0	1,600,000
	10人以上	1,800,000	450,000	360,000	180,000	0	1,800,000
60円以上	1人	1,100,000	275,000	220,000	110,000	0	1,100,000
	2～3人	1,600,000	400,000	320,000	160,000	0	1,600,000
	4～6人	1,900,000	475,000	380,000	190,000	0	1,900,000
	7人以上	2,300,000	575,000	460,000	230,000	0	2,300,000
	10人以上	3,000,000	750,000	600,000	300,000	0	3,000,000
90円以上	1人	1,700,000	425,000	340,000	170,000	0	1,700,000
	2～3人	2,400,000	600,000	480,000	240,000	0	2,400,000
	4～6人	2,900,000	725,000	580,000	290,000	0	2,900,000
	7人以上	4,500,000	1,125,000	900,000	450,000	0	4,500,000
	10人以上	6,000,000	1,500,000	1,200,000	600,000	0	6,000,000
120円以上	1人	1,700,000	425,000	340,000	170,000	300,000	2,000,000
	2～3人	2,400,000	600,000	480,000	240,000	500,000	2,900,000
	4～6人	2,900,000	725,000	580,000	290,000	900,000	3,800,000
	7人以上	4,500,000	1,125,000	900,000	450,000	1,500,000	6,000,000
	10人以上	6,000,000	1,500,000	1,200,000	600,000	2,000,000	8,000,000
150円以上	1人	1,700,000	425,000	340,000	170,000	600,000	2,300,000
	2～3人	2,400,000	600,000	480,000	240,000	1,000,000	3,400,000
	4～6人	2,900,000	725,000	580,000	290,000	1,800,000	4,700,000
	7人以上	4,500,000	1,125,000	900,000	450,000	3,000,000	7,500,000
	10人以上	6,000,000	1,500,000	1,200,000	600,000	4,000,000	10,000,000

※国助成金拡充(令和4年12月改定)前については、別表2を参照。

※10人以上の上限額区分については、国助成金交付要綱第4条ただし書き及び第4項に定める特例事業者が対象。

(2) 社会保険労務士への報酬

社会保険労務士に国助成金及び本補助金の交付申請手続きに係る報酬を支払った場合は、その報酬額の実支出額と10万円とを比較した低い方の額。

別表4

対象経費	交付額
業務改善助成金、賃金アップ環境改善事業費補助金交付申請手続きに係る社会保険労務士への報酬	報酬額の実支出額と次の上限額とを比較して少ない方の額を支給額とする。年間契約を行っている場合は、業務改善助成金、賃金アップ環境改善事業費補助金の申請手続きを依頼したことで、増加した金額を報酬額の実支出額とする。 ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 上限額 100千円

【算定例】

- ・従業員 40名 ・300万円の設備投資 ・3名の賃金を120円引き上げ
- ・業務改善助成金 150万円受給 ・キャリアアップ助成金支給決定あり
- ・社会保険労務士への報酬 7万円



**127万円**

<内訳>

○県上乗せ補助 (A) + (B) + (C) = 120万円

ア 150万円 (国の助成上限額) ※別表2 - 150万円 (国の助成額) = 0万円…a

300万円 (助成金対象経費支出済額) - 150万円 (国の助成額) = 150万円…b

⇒aとbを比較し少ない方が交付額 a < b よって0万円 (A)

イ 引き上げ額が120円以上の場合の上乗せ

300万円 (助成金対象経費支出済額) - 150万円 (国助成上限額) × 4/5 = 120万円…a

別表2の県補助上限額② 50万円…b

⇒aとbを比較し少ない方が交付額 a > b よって50万円 (B)

ウ キャリアアップ助成金の支給決定を受けている場合の上乗せ

300万円 (助成金対象経費支出済額) - 150万円 (国助成上限額) × 4/5 = 120万円

120万円 - 50万円 (Bに該当する額) = 70万円…a

別表2の県補助上限額③ 200万円…b

⇒aとbを比較し少ない方が交付額 a < b よって70万円 (C)

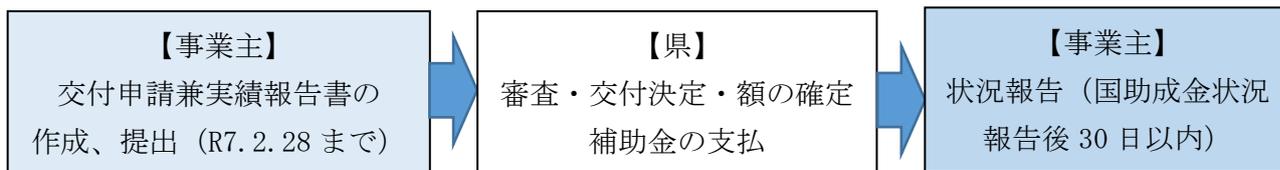
○社会保険労務士への報酬補助 7万円

報酬の実支出額 7万円…a

上限額 10万円…b

⇒aとbを比較し少ない方が交付額 a < b よって7万円

#### 4 交付申請から補助金支払、報告までの手順の流れ



※交付決定及び額の確定の後、キャリアアップ助成金の支給決定を受けた場合は、別表第2、3の県補助上限額③の部分を追加で申請できます。

#### 5 申請書の提出

補助金交付を希望される方は交付申請書等を作成し、事務局に提出してください。  
様式は山梨県のホームページからもダウンロードできます。

なお、申請は事業場単位で行ってください。

山梨県 賃金アップ 補助金 検索

(1) 申請期限 令和7年2月28日(金)まで。

(2) 補助金交付申請に必要な書類

【交付申請兼実績報告】 ※ク、ケは該当ある場合のみ

ア 交付申請兼実績報告書(第1号様式)

イ 誓約書(第2号様式)

ウ 国助成金交付額確定通知書の写し

(国助成金交付要綱 様式第11号(申請時期によっては10号))

エ 国助成金実績報告書の写し(国助成金交付要綱 様式第9号)

オ 国庫補助金精算書の写し(国助成金交付要綱 様式第9号別紙1)

カ 事業実施結果報告書の写し(国助成金交付要綱 様式第9号別紙2)

キ 県税に未納がない旨の証明書

ク キャリアアップ助成金支給決定通知書の写し

ケ 国助成金申請手続に係る社会保険労務士への報酬金額が確認できる領収書等の写し

【交付申請兼実績報告(追加)】

※交付決定及び額の確定後にキャリアアップ助成金の支給決定を受け、別表第2、3の県補助上限額③の部分にかかる補助金を申請する場合

ア 交付決定兼実績報告書(追加)(第4号様式)

イ キャリアアップ助成金支給決定通知書の写し

### (3) 提出方法

次のあて先に郵送又は PDF 化し 1 つのファイルにまとめた書類をメールで送信してください。

#### 【提出先】

〒409-3851 山梨県中巨摩郡昭和町河西 1232-1  
山梨県賃金アップ環境改善事業費補助金事務局  
電話：080-3731-0500  
070-3113-6822  
メールアドレス：chingin-up@hucom-eng.co.jp

## 6 状況報告の提出

国助成金交付要綱第 1 2 条の状況報告を山梨労働局に行った後、30 日以内に状況報告書を提出する必要があります。

様式は山梨県のホームページからもダウンロードできます。

[山梨県 賃金アップ 補助金](#) [検索](#)

- (1) 提出期限 国助成金状況報告書（様式第 8 号）提出から 30 日以内  
※賃金アップ環境改善事業費補助金（上乘せコース）申請時に上記提出済の場合は、交付決定後速やかに提出。
- (2) 状況報告に必要な書類  
ア 状況報告書（様式第 8 号）  
イ 国助成金状況報告書（国助成金交付要綱 様式第 8 号）

### (3) 提出方法

次のあて先に郵送又は PDF 化し 1 つのファイルにまとめた書類をメールで送信してください。

#### 【提出先】

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内 1-6-1  
山梨県 労政人材育成課 労政担当  
電話：055-223-1561  
メールアドレス：rosei-jin@pref.yamanashi.lg.jp

## 7 注意事項

### 【補助金交付の申請】

- ・申請に係る一切の費用は申請者自身の負担となります。
- ・提出された書類は返却できませんので、あらかじめご了承ください。
- ・必要に応じて別途追加資料の提出をお願いする場合がありますのでご承知ください。

#### 【補助金の支払等】

- 補助金は、補助金額確定通知後の精算払となります。
- 1件あたりの取得価格が50万円以上の財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまで、知事の承認を受けずに用途変更、譲渡、交換、貸付、担保の用に供することはできません。
- 補助事業者は、補助対象経費の収支状況等を証する書類（発注書、契約書、請求書、領収書、通帳等、賃金台帳、労働条件通知書等）を整備し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存する必要があります。1件あたりの取得価格が50万円以上の財産を取得した場合は、これらの書類を処分制限期間中保管する必要があります。

#### 【その他】

- 提出書類は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象となります。
- 本要領の内容は令和6年4月1日以降の交付決定分について適用し、それより前の交付決定分については、従前の要領を適用します。